

学校いじめ防止基本方針

大阪府立柴島高等学校
令和7年6月1日改訂

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

好意から行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、「いじめ」であるため、学校のいじめ対策組織への情報共有は当然必要である。

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員（委員長◎）

校長、教頭、◎人権教育主担、副人担、各学年人担、当該学年代表、（必要に応じて関係教員）

(3) 役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定
 イ いじめの未然防止
 ウ いじめの対応
 エ 教職員の資質向上のための校内研修

オ 年間計画の企画と実施
 カ 年間計画進捗のチェック
 キ 各取組の有効性の検証
 ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

柴島高等学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4 月	・保護者・生徒へ相談窓口 や「学校いじめ防止基本方針」の周知 ・個人面談 ・HR 合宿、クラスミーティング	・個人面談 ・クラスミーティング	・個人面談 ・クラスミーティング	・第1回 いじめ対策委員会(年間計画の確認、問題行動調査結果を共有) ・第1回 生徒情報共有会の実施(2,3年生・アミティエ生中心)
5 月	・人権と学校生活に関するアンケート			・第2回 いじめ対策委員会(生徒情報の共有) ・第2回 生徒情報共有会の実施(1年生中心)
6 月	・人権 HR ・「いじめ等アンケート」の実施	・人権 HR ・「いじめ等アンケート」の実施	・人権 HR ・「いじめ等アンケート」の実施	・第3回 いじめ対策委員会(生徒情報の共有)
7 月	・保護者懇談期間	・保護者懇談期間	・保護者懇談期間	・第3回 いじめ対策委員会(生徒情報の共有) ・第1回 職員人権教育研修
8 月	・人権 HR	・人権 HR	・人権 HR	
9 月	・学力検討会議(生徒情報の共有)	・学力検討会議(生徒情報の共有)	・学力検討会議(生徒情報の共有)	・第4回 いじめ対策委員会(生徒情報の共有)
10 月	・人権 HR ・「いじめ等アンケート」の実施	・人権 HR ・「いじめ等アンケート」の実施	・人権 HR ・「いじめ等アンケート」の実施	・第5回 いじめ対策委員会(生徒情報の共有) ・第2回 職員人権教育研修
11 月	・保護者懇談期間	・保護者懇談期間	・保護者懇談期間	・第6回 いじめ対策委員会(生徒情報の共有)
12 月	・学力検討会議(生徒情報の共有)	・学力検討会議(生徒情報の共有)	・学力検討会議(生徒情報の共有)	・第7回 いじめ対策委員会(生徒情報の共有)
1 月	・人権 HR ・「いじめ等アンケート」の実施	・人権 HR ・「いじめ等アンケート」の実施 ・個人面談 ・修学旅行、クラスミーティング	・人権 HR	・第8回 いじめ対策委員会(生徒情報の共有) ・第3回 職員人権教育研修
2 月 3 月	・学力検討会議(生徒情報の共有)	・学力検討会議(生徒情報の共有)	・学力検討会議(生徒情報の共有)	・第9回 いじめ対策委員会(生徒情報の共有、年間総括)

5 取組状況の把握と検証(PDCA)

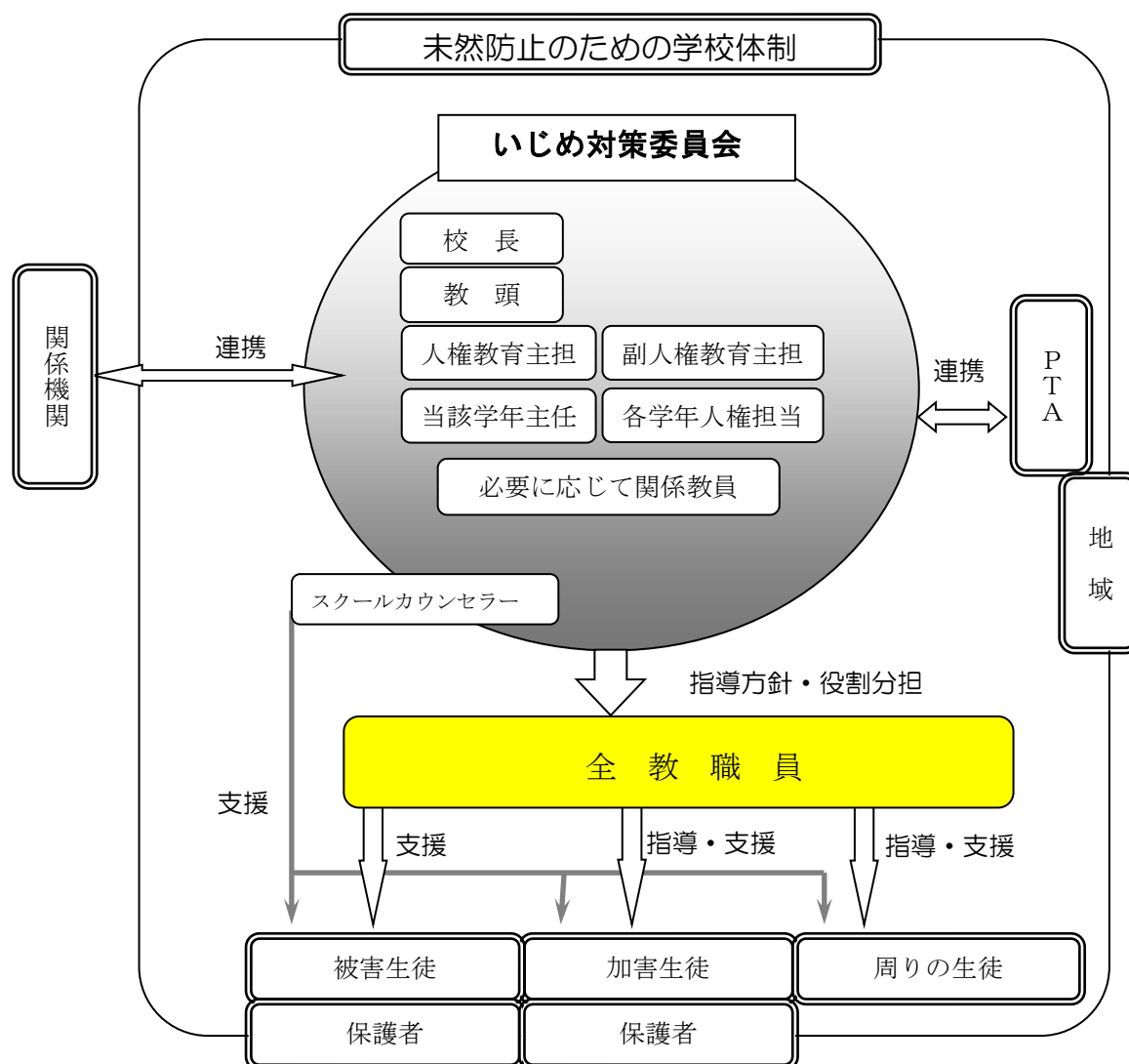
「いじめ対策委員会」は、年4回の検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して年度当初に生徒情報共有会で学校

いじめ防止基本方針について周知し、迅速で組織的な対応がとれるよう具体的な方針の確認を行う。

生徒に対しては、「安全で安心な学校を過ごすために」アンケート及び、「いじめに関するアンケート」の実施を通じて情報の集約に努める。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、人権 HR や総合的な学習の時間を始めとして、各教科においても双方向性に富んだ授業展開を行い、コミュニケーション力を高め、人と繋がる力や人を思いやる力など人間関係を構築する力を育成する。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、全教職員が組織としてチームワークを活かし、カウンセリングマインドをもって対応する。

まず、本校においては安全で安心な環境づくりのため「学校開き」「クラスミーティング」「託す HR」などの自分を語る取り組みを重点的に行い、自分や互いの違いを認め合える場をつくる。

次に、生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、体育祭、文化祭、修学旅行などの諸行事において生徒の主体的な取り組みを推進していくとともに、生徒指導との連携を行う。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、年に3回の職員人権研修や新転任研修を2回実施し、教員の人権感覚の醸成に努める。

- (4) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、各学期に人権 HR を実施し、いじめを始めとした人権諸課題の学習を行い、各課題に対する見地を深めるとともに人権感覚を醸成する。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えて、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝え、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、アンケートを活用する。

定期的な教育相談としては、担任による面談を各学期に一度行う。複数の視点から生徒の情報を集めいじめの未然防止、早期発見・早期対応を可能にする。朝・放課後の SHR で担任、授業時に教科担当者による観察で生徒の様子を把握する。また、様々な指導場面で生徒の表情や対応などから、生徒の友人関係や生活習慣の変化など、生徒を取り巻く背景に気付く好機とする。

- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、連絡なく欠席や遅刻をしたときは保護者連絡を行い確認する。

その際、生徒の学校外での様子を聴きとり、情報を集める。また、保護者への相談窓口を年度当初、長期休業間に文書や学校メールで案内する。

担任のみが情報を集約するのではなく、必要に応じて他の教員と情報を共有する。学年会や支援委員

会での情報交換、部活動での様子についてなどの情報を整理し、いじめの未然防止として活用していく。

- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、外部の相談窓口を保健室や教育相談室の付近に掲示し周知する。
- (4) 年度当初や、長期休業間の文書に、生徒並びに保護者向け相談窓口を掲載することにより、相談体制を広く周知する。
各学期のいじめ対策委員会により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、校内での管理を厳重に行うとともに、その対外的な取扱いについて、守秘を原則とするが、諸機関との連携をはかり、重大な被害が予見される場合は外部の専門機関に協力を求めるものとする。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。
遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職、学年主任や人権担当等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が府教育庁に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるとき、文科省通知にあった警察に相談・通報すべき事例と罪名(暴行、傷害、強制わいせつ、恐喝、窃盗、器物破壊等、強要、脅迫、名誉毀損・侮辱、自殺関与、児童ポルノ提供等、私事せいの画像記録提供(リベンジポルノ))については警察直ちに所轄警察署に通報し、適切に協力を求める。

(全教職員向け)いじめ事象を発見したら

①別紙「学校いじめ防止基本方針」を参照
(学校HPIに掲載、SharePoint▶05_人権教育主担・人権教育推進委員会▶いじめ対策委員会)

②発見者 ▶ 担任 ▶ 学年代表・学年人担 ▶ 人担 ▶ 管理職の順に報告(当日中に管理職まで)

③(他関係職員含め)担任、当該学年代表、各学年人担、人担、管理職等で情報共有・検討会
人担が委員長となり、会議の設定や記録をとる

いじめ対策委員会の発足

学年・支援委員会による経過観察

◆(状況に応じて)管理職が府教委と連携

◆被害者生徒・保護者への支援内容、加害者生徒・
保護者への指導助言内容の調整実施

◆クラス・学年等全体への指導実施

◆継続的な状況把握、情報共有(支援委員会)

いじめ解消の定義①いじめに係る行為が止んでいること②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

(1) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導にあたっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得

て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 SNS(ネット)上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続してい

ること。(相当の期間:少なくとも3か月を目安)

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察していく。

第5章 その他

①組織的な指導体制

いじめ問題等に関する指導記録を保存し、適切に引き継ぎ、情報提供できる体制をとること。入学前の中学校訪問での情報や各学年での引き継ぎ事項については年度当初に一覧表にまとめ、職員全員で共有し、指導に役立てている。

②中学校や家庭との連携について

本校では地域との連携を推進しており、入学時に各中学校への聞き取り、中学校訪問、中高連絡会などの機会を設け、小中学校でのいじめの被害歴・加害歴を把握するなど情報を集約し、職員で共有している。それらの情報をクラス分け、授業時での人間関係での配慮として指導に役立てている。

また、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築すること。